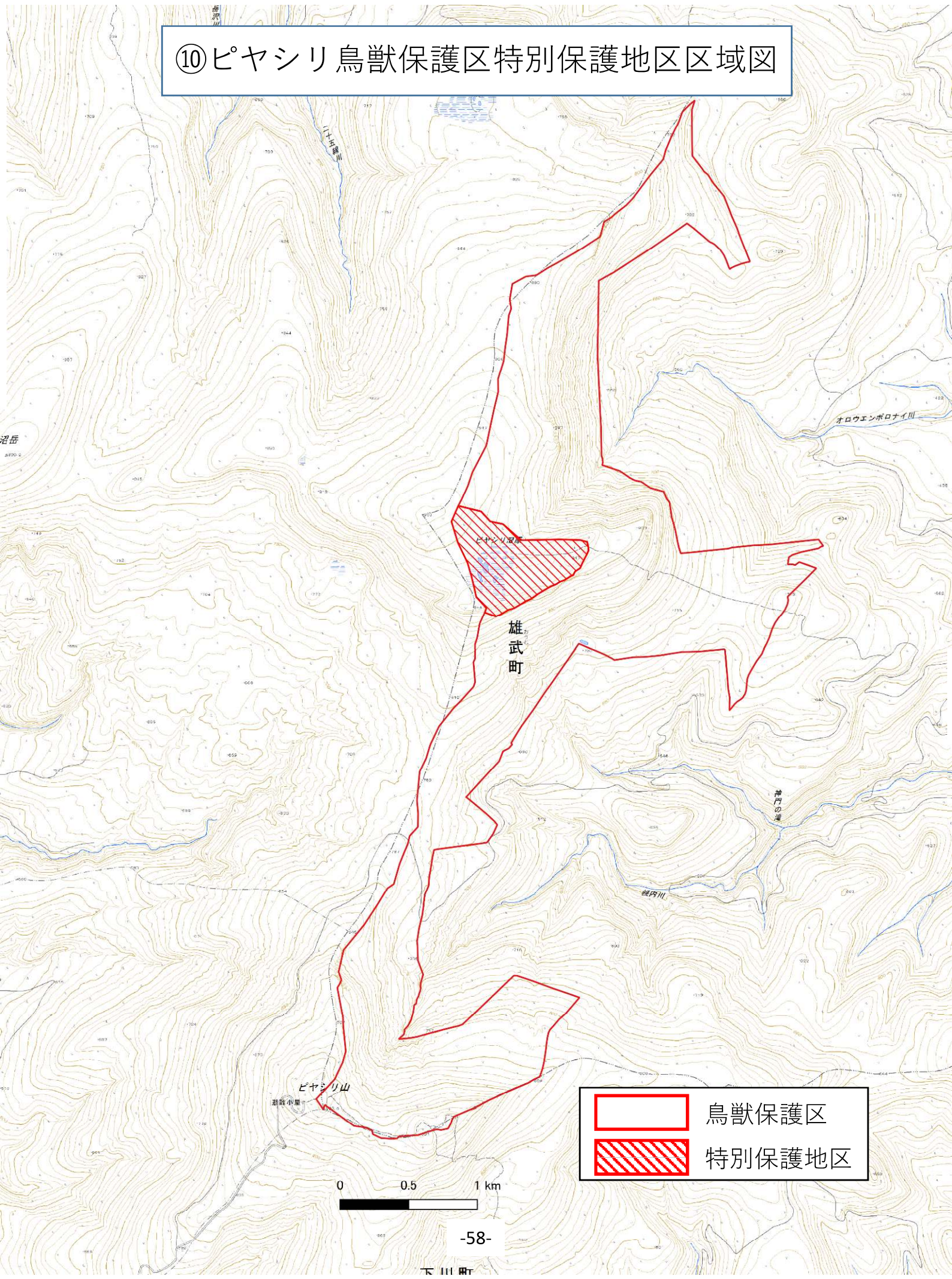




⑩ピヤシリ鳥獣保護区特別保護地区区域図



	鳥獣保護区
	特別保護地区

ピヤシリ鳥獣保護区 (特別保護地区)



道指定ピヤシリ鳥獣保護区
ピヤシリ特別保護地区
指定計画書（道案）

令和5年（2023年）7月4日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

ピヤシリ鳥獣保護区ピヤシリ特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定ピヤシリ鳥獣保護区のうち、道有林雄武経営区275林班4小班及び280林班4小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5年(2023年)10月1日から令和25年(2043年)9月30日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

当該区域は、標高約920～940mに位置する高層湿原であるピヤシリ湿原並びにその周辺のハイマツ群落及びアカエゾマツ林で主に構成され、全域が北海道自然環境等保全条例に基づく松山ピヤシリ道自然環境保全地域特別地域に指定されているなど、ピヤシリ鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場としての活用を図る。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 48ha

内訳

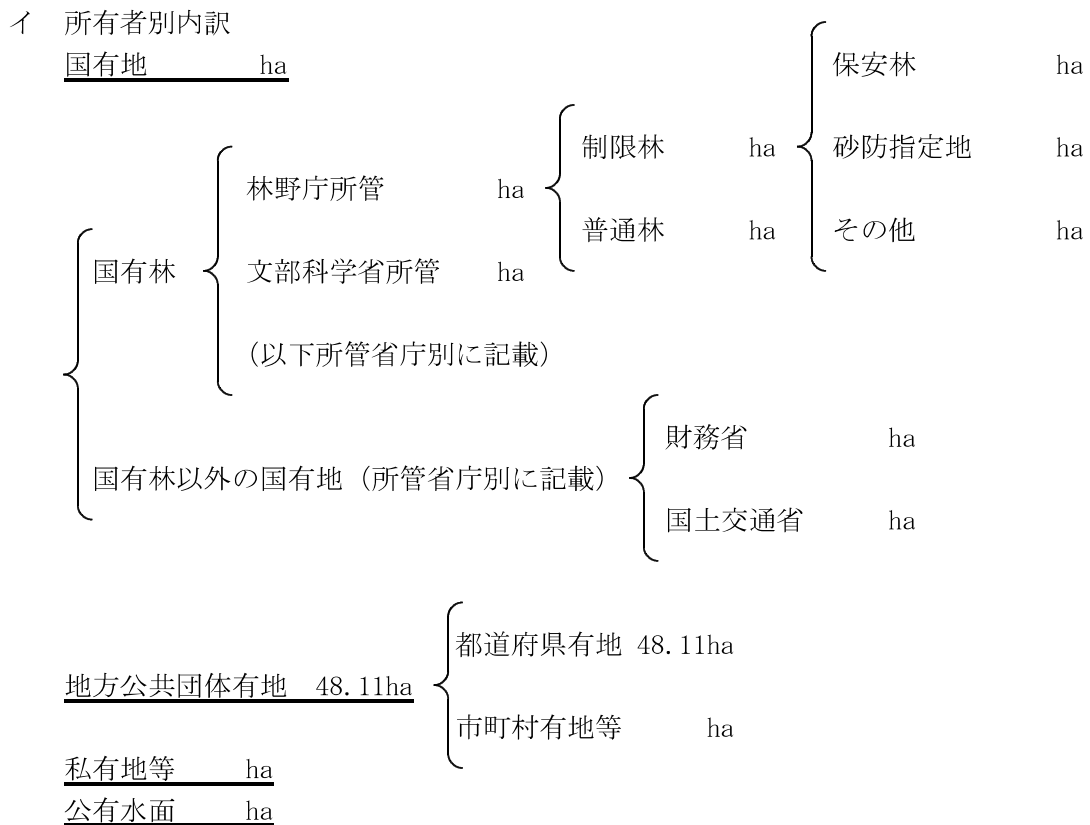
ア 形態別内訳

林野 48.11ha

農耕地 ha

水面 ha

その他 ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 (指定地域等の名称)	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
北海道自然環境保全等条例 (松山ピヤシリ道自然環境保全地域)	48.11	自然環境保全地域特別地域	48.11
森林法	48.11	保健保安林	48.11

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

紋別郡雄武町の市街地から南西約30km

イ 地形、地質等

標高800m前後の山稜地である。

ウ 植生の概要

湿原では、ツルコケモモ、ムラサキミズコケ、モウセンゴケ及びミカズキグサの群落が大きな割合を占め、ワタスゲ、ミタケスゲ、ホロムイスゲ、エゾカンゾウ、タチキボウシ、ヒメシヤクナゲ、ガンコウランなどが加わる植生となっている。また、チシマザサを下草とするハイマツ群落の他、アカエゾマツ、ヒメシヤクナゲ、コケモモ、タチキボウシなどの群落が見られる。池塘の周辺ではハイマツ、チシマザサ群落にアカエゾマツが混生するほか、湿原の周囲では、ハイマツ、チシマザサ群落が見られる。

エ 動物相の概要

エゾリイトトンボ、オオルリボシヤンマ等の蜻蛉目をはじめ、エゾアカガエル、エゾサンショウウオ等両生類の生息が確認されている。その他ヒグマの生息数も多い。鳥類では、キビタキ、アカゲラ、コルリ、ウグイス等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R2年度	R3年度	R4年度	

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 3本
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）

6 指定計画書添付書類

- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図及び林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）